

ものづくり産業のグローバル化に向けた人材育成支援事業 募集要領

1 事業の目的

アジアはもとより欧州やロシアなど経済のグローバル化が進む中、中小企業が海外進出へ踏み切るために、海外進出用の人材育成・確保が必要となっています。

福井県内の中小企業等が、販路開拓や原材料等の調達などのため海外へ進出する場合に必要な人材育成研修や準備活動を支援し、企業の売上増加及び従業員の処遇改善につなげることを目的とします。

2 応募対象事業

(1) 提案事業の内容

対象となる事業内容は、次に掲げるものとしませんが、①人材育成研修事業は必ず提案内容に含めていただく必要があります。

①人材育成研修事業

海外での事業進出や販路開拓に必要な人材を育成するための語学研修やスキルアップ研修

②海外進出準備事業

海外での情報収集やマーケティングなどをトータルでサポートできるコーディネータの派遣や現地の事前視察

(2) 事業の実施に当たっての要件

提案事業の実施に当たっては、次に掲げる要件の他、「福井県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業実施要領」で規定する要件の全てを満たす必要があります。

①当該委託事業は、従業員の処遇改善を行うための原資を生み出すことを目的とした取り組みの支援を行う事業であるため、賃金の上昇や正社員転換を行う人数等に係る定量的な目標や実施する対策等について「処遇改善計画(様式1の別紙3)」を策定し、これに基づいて賃金引上げ等の処遇改善を行うこと。

②処遇改善の具体的な内容は以下の通り。

- ・処遇改善とは、従業員の賃上げ、正規雇用化・無期雇用化、新入社員の定着率の向上、実質的な収入増を伴う福利厚生充実等である。
- ・賃上げとは、ベースアップ、各種手当制度の新設や増設、賞与・一時金の増加が対象である。従業員に対する金銭的対価の新規付与・増額であれば名称や形式は問わない。

3 応募要件

次の要件を全て満たす必要があります。

- ①中小企業基本法第2条に規定する中小企業者または中小企業の共同体
- ②福井県内に事業所を有すること
- ③地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと
- ④福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該

当しない者であること

- ⑤民事再生法の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法の規定による更生手続き開始の申し立て、または破産法の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと
- ⑥宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと
- ⑦県税に滞納がないこと

4 応募に関する留意事項

(1) 事業実施期間

契約締結日から最長で平成27年3月31日まで

(2) 委託経費

対象経費は、1社あたり150万円を限度とし、かつ、以下の経費区分ごとの限度額を超えない額とします。

- ①海外進出用人材育成支援（1社あたり50万円を限度とする）
 - ・海外進出のための語学研修費（従業員1人あたり20万円を限度額とする）
 - ・スキルアップ研修費（従業員1人あたり30万円を限度額とする）
- ②海外進出準備支援（1社あたり100万円を限度とする）
 - ・トータルコーディネータ派遣費（1社あたり50万円を限度額とする）
 - ・現地視察旅費（1社あたり従業員2名以内で、50万円を限度額とする）

(3) 委託費により発生した収入に関する留意事項

委託費により発生した収入がある場合、返還する必要があります。ただし、委託費により発生した収入を用いて、受託者の従業員の処遇を改善した場合は返還を要しません。

5 応募手続き等

(1) 応募期間

平成26年5月9日（金）より随時

ただし、委託契約額が予算額に達した時点で募集を打ち切ります。

(2) 応募方法

応募期間中に郵送または持参

(3) 提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県産業労働部 地域産業・技術振興課 産学官連携推進グループ 前川 宛

(4) 提出物および提出部数

- ①事業計画書 1部
- ②添付書類 各1部
 - ・事業者の直近1期分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し
 - ・事業者の概要（組織、業務内容等）がわかる資料（パンフレット等）
 - ・県税に滞納がない旨の証明書

(5) その他

- ①応募に必要な一切の費用については応募者の負担とします。
- ②提出のあった応募申込書および添付書類は返還しません。

6 委託先の選定

(1) 選定方法

事業計画書および添付資料に基づき、以下の項目を総合的に評価し決定します。
また、必要に応じてヒアリングを行います。

- ①事業の実施により、従業員の処遇改善が期待できるものであるか。
- ②事業内容および実施方法が、事業の目的を達成するために適切であるか。

(2) 選定結果の通知と公表

選定結果は、決定後速やかに応募者に対して通知します。また、選定した事業については福井県地域産業・技術振興課のホームページで公表します。

7 委託契約について

(1) 委託契約の締結

選定された事業者と地域産業技術振興課との間で、事業計画書の内容を協議し、業務仕様書を決定したうえで、随意契約により委託契約を締結します。

(2) 委託料の支払

委託料は、事業終了後の精算払となります。

(3) 契約に関する留意事項

県は、受託者が次に掲げるいずれかに該当するときは、委託契約を解除し、または支払った委託料の全額または一部の返還を命じます。

- ①提出書類に虚偽の事項を記載し、または事業に関し不正の行為があったとき
- ②その他、委託契約に付した条件に違反したとき

8 事業報告等

事業終了後すみやかに、事業報告書（様式2号）を提出していただきます。また、事業終了後約半年後に、処遇改善計画の成果について報告していただきます。

《 お問い合わせ先 》

福井県産業労働部 地域産業・技術振興課 産学官連携推進グループ

担当：前川

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

[TEL] 0776-20-0374 [FAX] 0776-20-0646

[E-mail] chisangi@pref.fukui.lg.jp